

概要版

“美ら島沖縄”風景づくり計画
(沖縄県景観形成基本計画)

平成 23 年 1 月
沖 縄 県

序章 “美ら島沖縄” 風景づくりに向けて

1. 沖縄県景観形成基本計画策定の背景と目的

本県は、我が国唯一の亜熱帯海洋性気候の下に形成された特有の自然環境や東アジア、東南アジア諸国との交流によってはぐくまれてきた歴史・文化がもたらす我が国でも独特の県土景観を有しています。これらの景観は、先人たちが自然と共生する営みの中でつくりあげたものであり、今日でも伝統的な集落や沿道景観にその姿を残しています。

この先人たちがつくり、守り、育ててきた景観・風景は、私たちの生活に潤いと安らぎを与え、郷土に対する誇りと愛着を育てる県民共有の財産です。この優れた風景を新しい時代に生かしながら次代に引き継いでいくとともに、その時代にふさわしい新たな風景を創造することは、現代に生きる県民一人一人の責務です。

本県が策定する沖縄県景観形成基本計画(“美ら島沖縄”風景づくり計画)の具体的な目的は、『固有性が高く貴重な沖縄の自然や歴史文化があらわす風景の存続のために、風景づくりの基本理念や目標、方針等を明らかにする』とともに、『地域住民等との協働によって地域らしさをいかした良好な景観形成を促進していくことができるよう、県、市町村、NPO、事業者、県民等がそれぞれの役割のもと協働の取り組みを行う』ことにより、『県民共有の財産である沖縄らしい風景を保全・創造し、将来の世代にわたり、「平和で安らぎと活力のある沖縄県」、「住んでよし、訪れてよし」の“美ら島沖縄”的実現に寄与していく』ことにあります。

2. 沖縄県景観形成基本計画策定の経緯と概要

本県は、平成6年10月に「沖縄県景観形成条例」(以下、条例という。)を制定し、景観形成の取り組みを推進してきました。条例では、県、市町村、県民及び事業者それぞれの役割分担に基づき、一丸となって景観形成に取り組むことを目指していますが、景観形成や条例に対する県民の理解は必ずしも十分とは言えず、地域の景観形成を担う市町村の取り組みもこれからという状況にありました。

国は、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を示し、平成16年6月に「景観法」を制定しており、国全体として景観形成に取り組む方向性や制度的な枠組みが整えられてきています。

本県でも国の景観施策や関係する各種法制度・計画の動向を踏まえて、市町村の景観法に基づく景観行政団体への移行を促進し、本県全体の景観施策を総合的に推進する観点から、「沖縄県景観形成基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定することとしました。

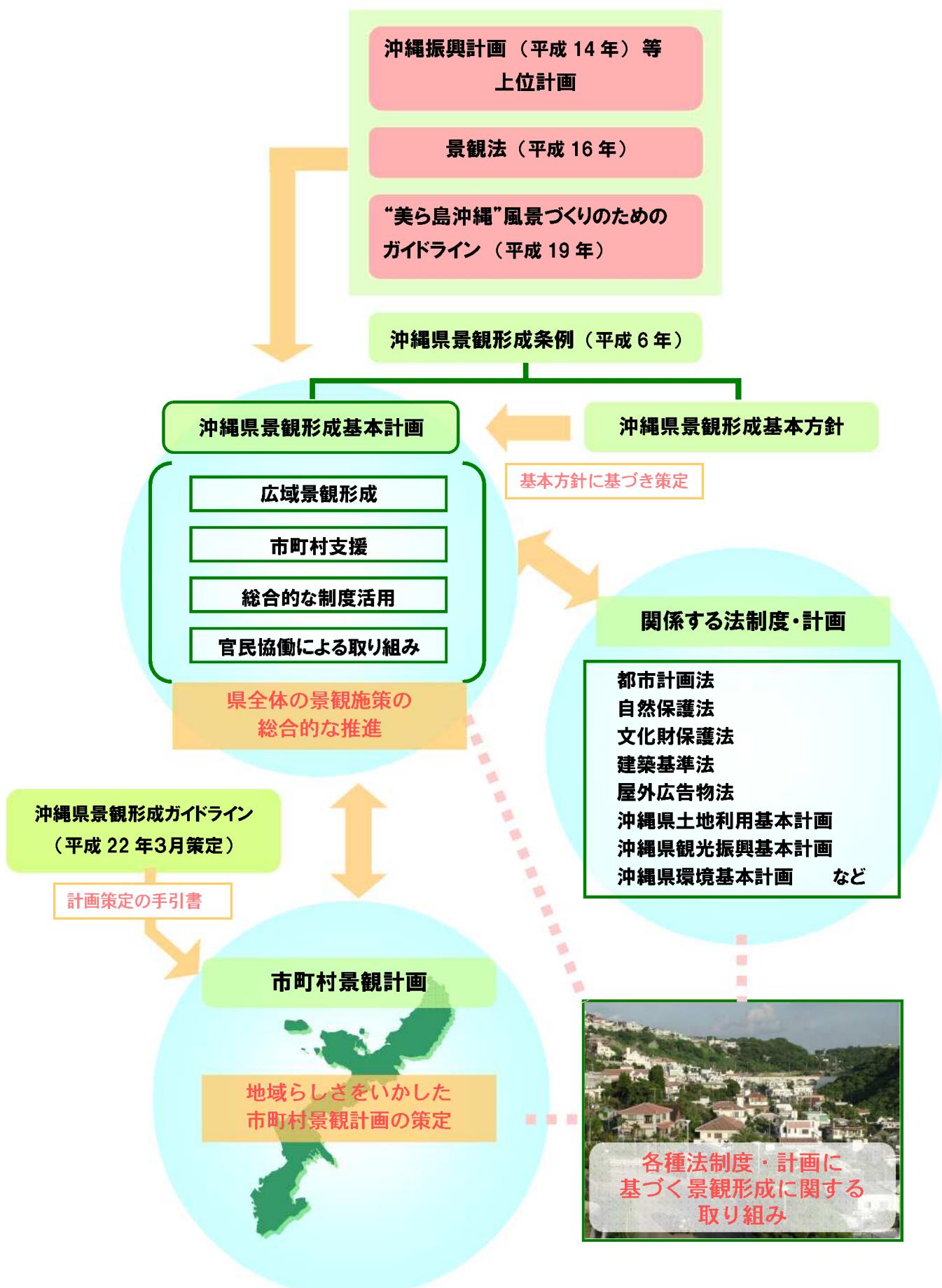
基本計画では、まず、沖縄の景観特性を捉えたうえで、「沖縄県景観形成基本方針」に基づいて、風景づくりの目標と方針等を明らかにするとともに、広域的な観点から複数の市町村と連携して取り組むべき広域景観域や広域景観軸の設定を行っています。

また、市町村が地域住民等との協働によって地域らしさをいかした景観計画を策定し良好な景観形成を促進していくことができるよう、多面的な支援の仕組み等を提示するとともに、総合的な制度活用や官民協働に向けた取り組みなど本県全体の景観施策を総合的に展開していく方策を取りまとめています。

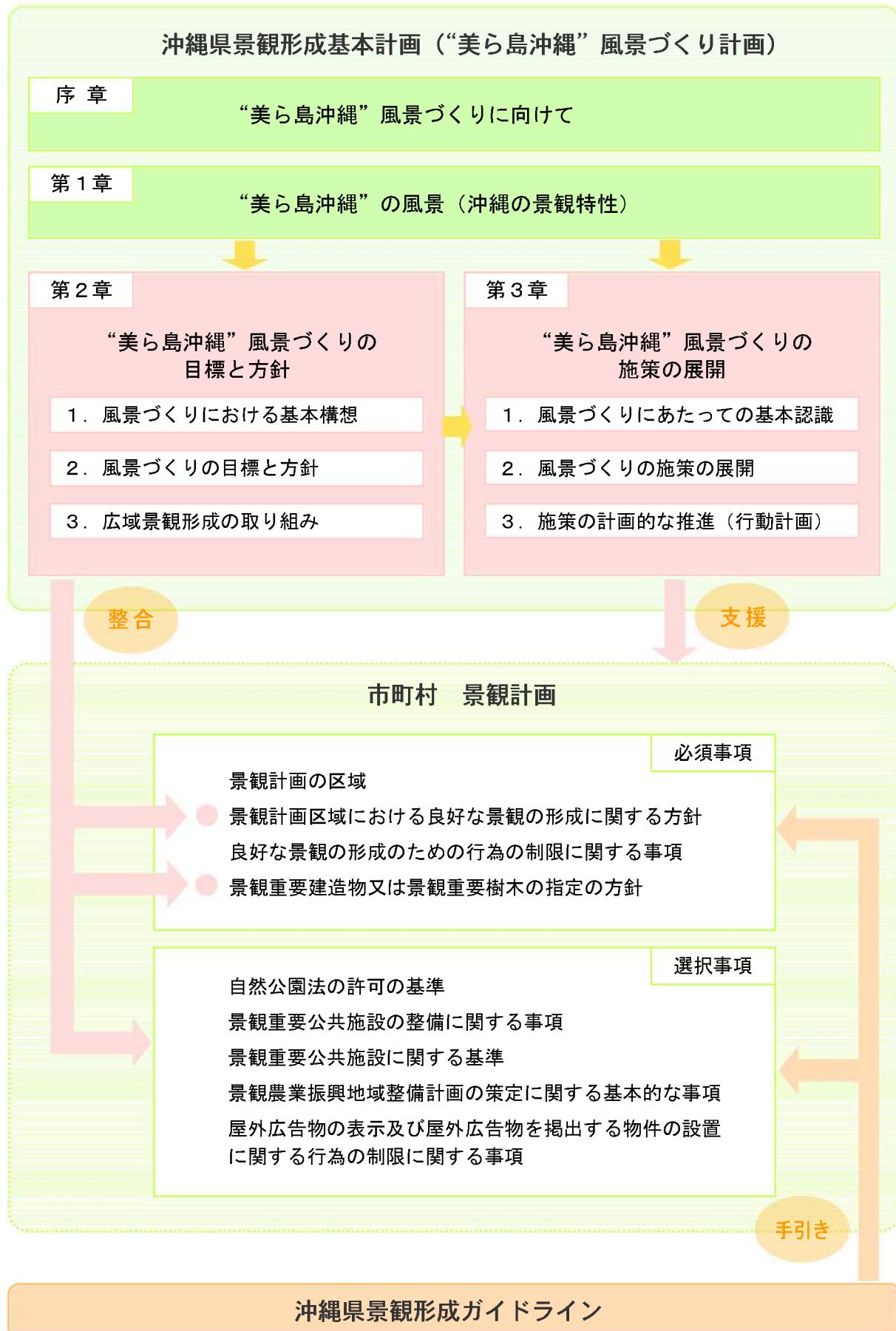
“美ら島沖縄”風景づくりの展開



沖縄県景観形成基本計画（“美ら島沖縄”風景づくり計画）の位置づけと役割



沖縄県景観形成基本計画の構成と市町村景観計画との関係



第1章 “美ら島沖縄” の風景（沖縄県の景観特性）

“美ら島沖縄” の風景（沖縄県の景観特性）

沖縄の風景の特性は、豊かで時には厳しい自然環境と、固有の歴史伝統に特徴づけられる地域特性を基本としながら、時間をかけて自然と人間の活動が相まってつくりあげてきた、地域における生活の姿そのものにあります。

本計画では、このような沖縄の風景を「自然・歴史」、「地域の特性」、「人とくらし」と類型化し、また、リゾートや基地跡地利用等の大規模開発、道路・河川・海岸等の公共施設や空港・港湾等の拠点施設などによる新たに創造された沖縄の風景を「公共空間等」として類型化しました。

また、景観を構成する主要な要素や景観の広がりが共通認識できる広域の圏域として本島北部、本島中南部、本島周辺離島、宮古、八重山の5つの圏域を設定し、主要な景観資源を整理しました。

自然・歴史



森林・緑の稜線



自然海岸



世界遺産・眺望

地域の特性



伝統的集落・まちなみ



市街地



農村風景

人とくらし



生活景



夜景



伝統・芸能・まつり等

公共空間等



大規模開発

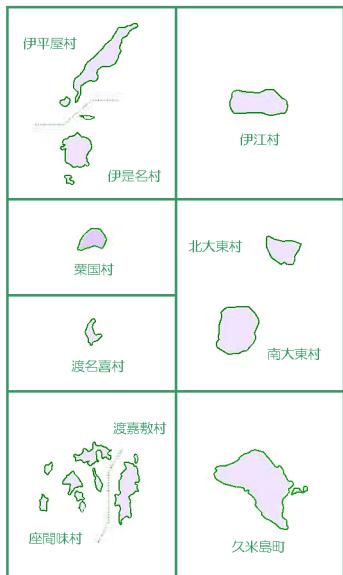


道路・河川・海岸



拠点施設

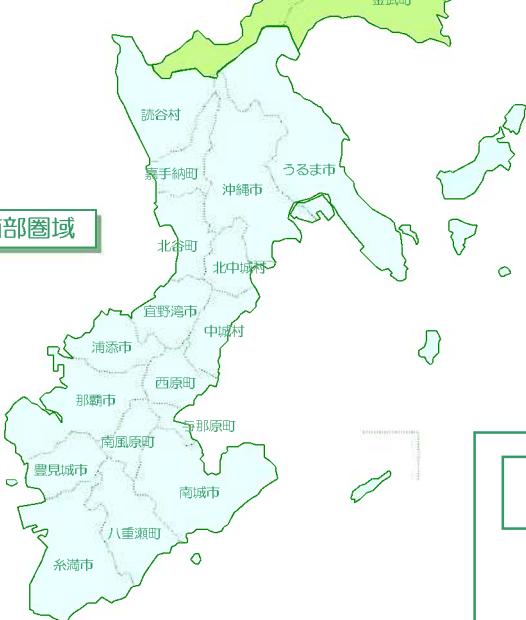
圏域図



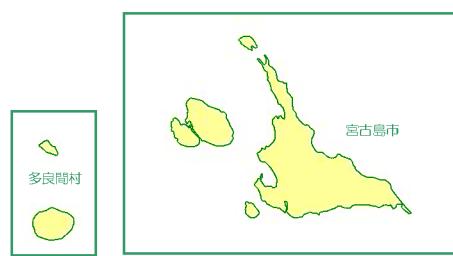
本島北部圏域



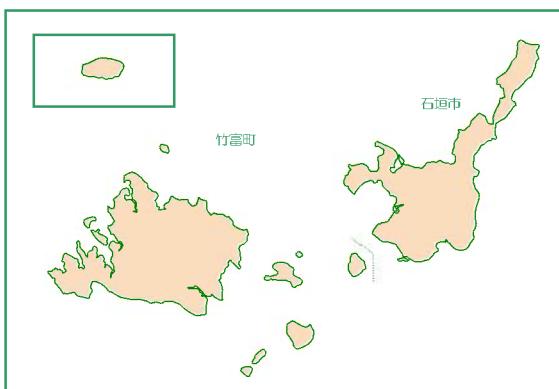
本島周辺離島圏域



本島中南部圏域



宮古圏域



八重山圏域

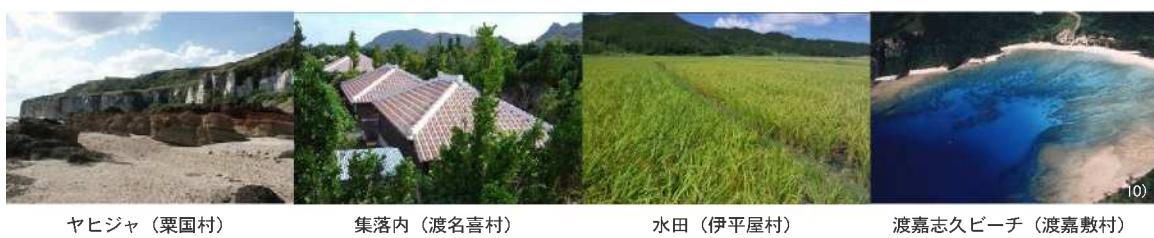
本島北部圏域



本島中南部圏域



本島周辺離島圏域



宮古圏域



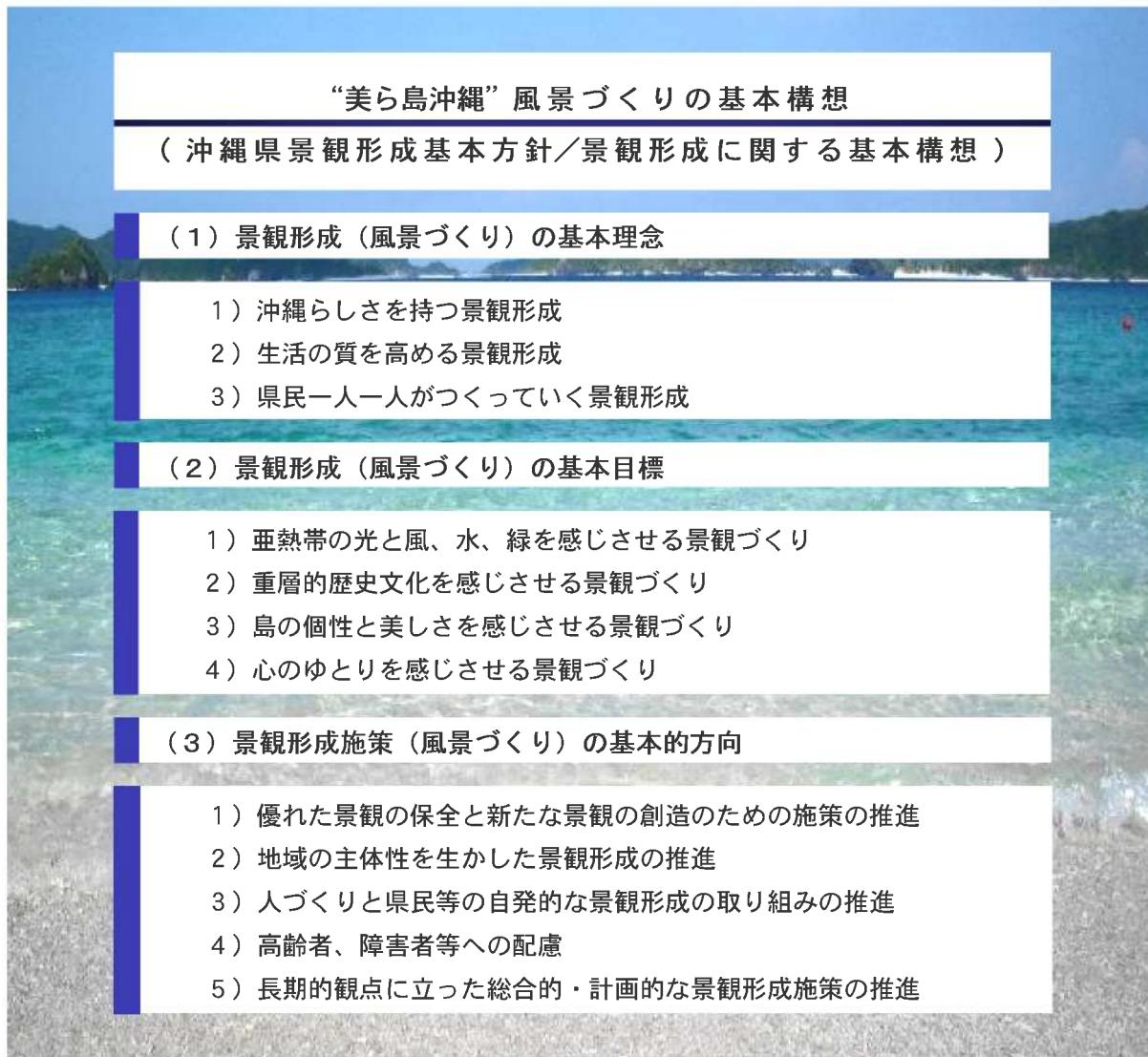
八重山圏域



第2章 “美ら島沖縄” 風景づくりの目標と方針

1. “美ら島沖縄” 風景づくりの基本構想

本県では、平成6年10月に制定した沖縄県景観形成条例に基づき、平成7年8月に沖縄県景観形成基本方針を定めています。基本計画では、この基本構想を踏まえ風景づくりの目標と方針を設定していきます。



2. 風景づくりの目標と方針

第1章においては、沖縄の多様な風景を「自然・歴史」、「地域の特性」、「人とくらし」、「公共空間等」に類型化しましたが、本章では、基本構想（沖縄県景観形成基本方針）を踏まえたそれぞれの目標と方針や風景づくりの施策の方向等を示します。

これを受け、本県では、広域景観形成の取り組みを行うとともに市町村景観計画策定の支援を行い、風景づくりの施策を総合的に展開していきます。

“美ら島沖縄”風景づくりの基本構想

- 1 風景づくりの基本理念
- 2 風景づくりの基本目標
- 3 風景づくりの基本的方針



風景づくりの目標

A 自然・歴史 (骨格となる自然・歴史の風景づくり)

A-1 森林・緑の稜線	美しい山並みや緑の稜線の風景の保全・回復等を図る。
A-2 自然海岸	亜熱帯地域の美しい自然海岸の風景の保全・回復等を図る。
A-3 眺望景観	自然豊かな山並みや島々をとりまく海などへの眺望の保全等を図る。
A-4 世界遺産周辺・眺望	世界遺産からの眺望や周辺地域の風景の保全・回復を図る。

B 地域の特性 (地域らしさをいかした統一感のある風景づくり)

B-1 伝統集落・まちなみ	伝統集落・まちなみの風景の形成・育成等を図る。
B-2 市街地	緑豊かで統一感のある市街地風景の形成・創出等を図る。
B-3 農村風景	農地・緑地をいかした農村風景の保全・育成等を図る。

C 人とくらし (季節や生活を感じさせる風景づくり)

C-1 生活景	季節のうつろいや生活を感じさせる風景づくりを図る。
C-2 夜景	地域の魅力を高める夜景の創出・演出を図る。
C-3 伝統・芸能・まつり	歴史・文化が息づく伝統の風景の保全・創出等を図る。

D 公共空間等 (沖縄らしさをいかした創造的な風景づくり)

D-1 大規模開発	望ましい県土構造の姿をみすえた風景の創造等を図る。
D-2 道路・河川・海岸	自然景観や歴史的風土に配慮した風景の創造等を図る。
D-3 投点施設等	沖縄らしさや亜熱帯海洋性の風土を感じさせる風景の創造等を図る。
D-4 屋外広告物	地域に不調和な屋外広告物を再構築し、地域の魅力の向上を図る。



風景づくりの施策の方向

⇒ P.10

- (1) 地域の意識の醸成
- (2) 地域らしさの重視
- (3) 風景を阻害する要因の排除
- (4) 風景づくりの価値観の共有
- (5) 実効性の確保と継続的な取り組み



人づくりと連携・協働

⇒ P.11

- (1) 人づくり（人材育成）
- (2) 地方公共団体、特に市町村の重要な役割
- (3) 住民・NPOの参画と主体的取り組み
- (4) 事業者・関係団体との連携
- (5) 専門家の活用と人材ネットワークの構築
- (6) 関係者の連携・協働による取り組み

風景づくりの施策の方向

(1) 地域の意識の醸成

生活の基盤は地域であり、コミュニティであり、地域が県土を形成します。風景づくりの取り組みは、地域づくり、まちづくりの取り組みそのものであり、意欲ある人たちが地道に時間をかけて地域を育てていくなかで進んでいくものであることから、地域を育てることが県土全体の美しい風景を育むという認識のもと、地域の意識の醸成を図る取り組みを進めていく必要があります。

(2) 地域らしさの重視

歴史、文化、風土など地域の特性に根ざし、自然と人との営みの調和の下での地域らしさをいかした風景づくりを重視していくことが重要です。また、潤いと安らぎのあるまちづくりはどの地域でも必要なことであり、例えば、水や花・緑を有効に活用した地域づくりをきっかけとした取り組みなどを各地で進めていく必要があります。

(3) 風景を阻害する要因の排除

雑然とした電柱や電線類、無秩序に氾濫する屋外広告物、公共的空間の雑草やゴミなどはだれもが認める景観阻害要因です。また、海岸線や緑の稜線を遮る建築物・工作物や周囲の景観と調和しないガードレールなども風景を阻害する要因となります。このような景観阻害要因の除去による全体のレベルアップ、住民意識向上、コンセンサス形成を図るなど、段階的に取り組みを進めていく必要があります。

(4) 風景づくりの価値観の共有

海岸線や山なみなどの自然の風景や世界遺産や伝統的集落の歴史的景観など、先人たちがつくり、守り、育ててきた風景は県民共有の財産であり、この優れた風景を生かしながら次代に引き継いでいくこと等は県民一人ひとりの責務です。また、御嶽や拝所、井泉、石垣、集落防護林のような地域資源の保全、回復や地域らしさを生かした統一感のある市街地の形成についても取り組む必要があります。

そのためには、地域の合意形成に基づくルールづくりや景観に配慮した公共事業の実施が必要です。また、価値観を共有するための景観に関する生涯教育や伝統的技術の継承等に関する取り組みを進める必要があります。

(5) 実効性の確保と継続的な取り組み

風景づくりの施策の実効性を確保するためには、景観形成基準を定め、行為着手前の早い段階からの審査手続きが必要であり、手続きの運用やチェック体制については行政と専門家との連携・協力体制や必要な情報提供についても検討する必要があります。風景づくりの取り組みは、息の長い、粘り強い長期的な視点にたった取り組みであり、実効性ある取り組みを継続して進める必要があります。

(1) 人づくり（人材育成）

風景づくりの主体は県民一人ひとりです。沖縄らしい風景づくりは、行動する個々人の取り組みの積み重ねによるものであり、広く住民に対する教育・普及活動と景観行政に携わる職員、地域におけるリーダー、技能者などの人材育成を図っていく必要があります。

(2) 地方公共団体、特に市町村の重要な役割

個性ある美しい地域づくりに関する取り組みの主体として地方公共団体の役割が重要です。特に地域や住民にもっとも身近な基礎的自治体である市町村の役割は大きいものがあり、そのため国の指導も受けながら県と市が連携を強化して取り組みを進めていく必要があります。

(3) 住民、NPO の参画と主体的取り組み

美しい風景づくりのためには、地域住民の自覚と身近な取り組みが必要です。まちづくりのルールづくりや公共事業等の実施や公共施設の管理においても美しさの質を上げるためにには、住民、NPO等の一層の参画、さらには住民等が主体的に取り組むことを推進することが重要です。

(4) 事業者・関係団体との連携

良好なまちなみなどの景観形成を促進していく上で、事業者・関係団体の役割は重要であります。特に住宅等建築物からまちづくりまで含めた様々な技術や経験を有する事業者の役割は重要であり、事業者・関係団体とも連携を図りながら、良好な景観形成に関する取り組みを進めていく必要があります。

(5) 専門家の活用と人材ネットワークの構築

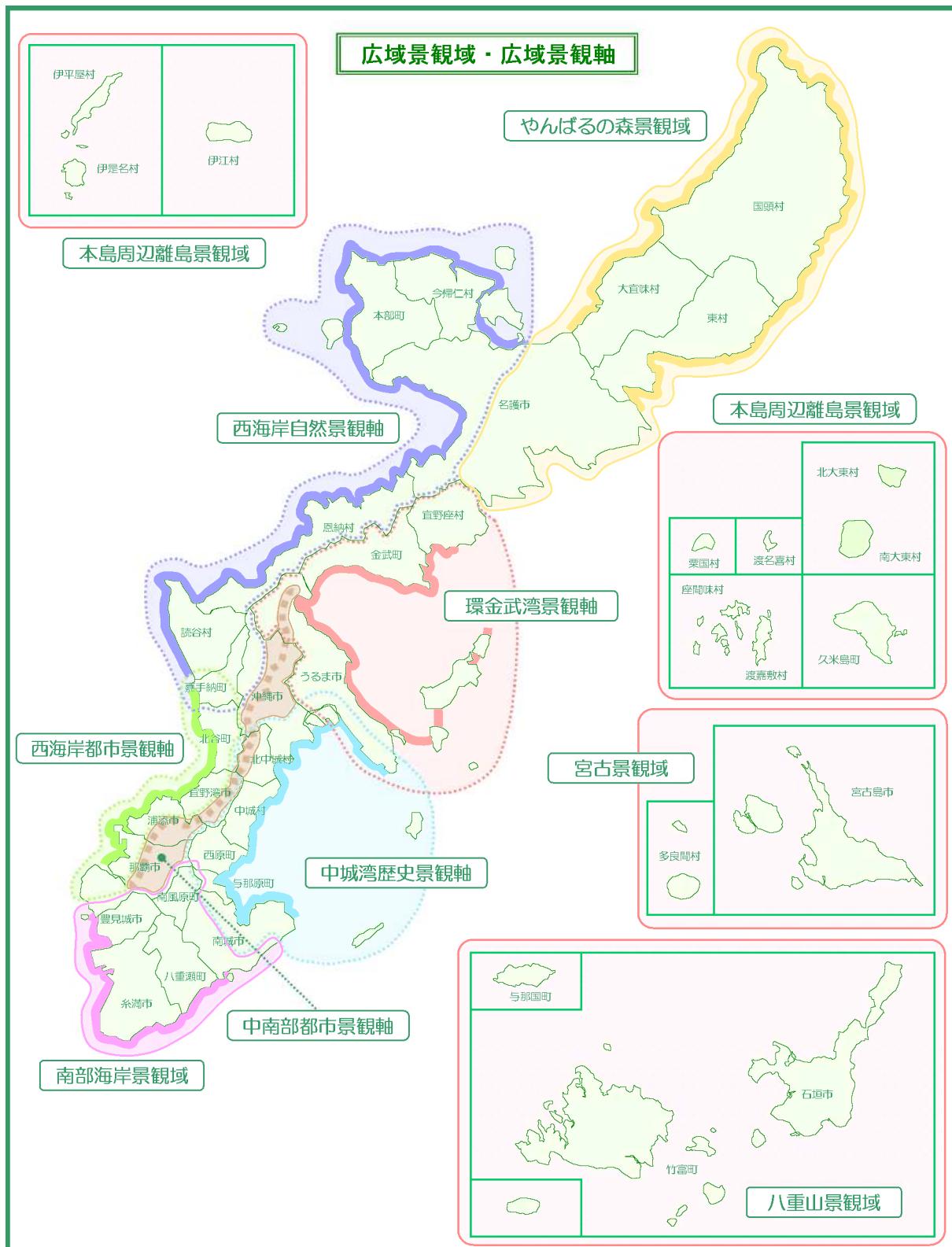
地域の合意形成による風景のルールづくりや景観形成に配慮した公共事業の計画の際に専門家の識見・知見を取り入れることや行政と住民とを媒介する専門家に求められる役割も大きく、様々な状況にふさわしい専門家の活用が必要です。また、風景づくりに関連する専門分野は、自然、歴史、環境、文化、土木、建築等多岐にわたっており、これら多様な専門家の組織化・人材のネットワークを構築する必要があります。

(6) 関係者の連携・協働による取り組み

良好な景観形成には様々な要素が全体として調和することが重要であり、その実現のためには規制・誘導などのソフト施策と事業などのハード施策との連携、行政機関相互や住民・NPO、事業者等との連携、協働の取り組みが必要です。また、全体として調和のあるものとするためには、関係者間での方針の合意や合意に向けた取り組みが重要です。

3. 広域的な風景づくりの取り組み（広域景観域及び広域景観軸の設定）

本県の景観形成において重要な区域又は軸であり、かつ単独市町村の範囲を超えて複数の市町村にまたがって景観形成上の調整が必要になると考えられる基本的な区域又は軸を、次のように広域景観域及び広域景観軸として設定しました。当該域・軸における景観施策の推進にあたっては、各市町村の主体的な取り組みに併せて、必要に応じて関係市町村や関係機関等と連携して取り組みを進め、広域的な風景づくりに資することを目的とします。



やんばるの森景観域（4市村）

【国頭村・大宜味村・東村・名護市】



西海岸自然景観軸（5市町村）

【今帰仁村・本部町・名護市・恩納村・読谷村】



環金武湾景観軸（3市町村）

【宜野座村・金武町・うるま市】



中城湾歴史景観軸（7市町村）

【うるま市・沖縄市・北中城村・中城村・西原町
・与那原町・南城市】



西海岸都市景観軸（5市町）

【嘉手納町・北谷町・宜野湾市・浦添市・那霸市】



中南部都市景観軸（6市町）

【那霸市・浦添市・宜野湾市・北中城村
・沖縄市・うるま市】



南部海岸景観域（5市町村）

【豊見城市・糸満市・八重瀬町・南風原町・南城市】



本島周辺離島景観域（10町村）

【伊平屋村・伊是名村・伊江村・座間味村・渡嘉敷村
・粟国村・渡名喜村・久米島町・北大東村・南大東村】



宮古景観域（2市村）

【宮古島市・多良間村】



八重山景観域（3市町）

【石垣市・竹富町・与那国町】



第3章 “美ら島沖縄” 風景づくりの施策の展開

1. 風景づくりにあたっての基本認識

風景づくりの取り組みは、沖縄の将来の望ましい姿を描きながら、長期的な観点から総合的、かつ計画的に推進するとともに、全体として調和が図られるよう、各主体が連携・協力して、不断の取り組み・協働を実践し、“美ら島沖縄”を実現していくことを風景づくりの施策の展開にあたっての基本認識とします。

各主体における役割

1) 住民・NPOの役割

日常生活の中で、住民・NPOが進んで地域の誇れる景観を保全し、魅力ある景観づくりを実践するとともに、地域が行う景観づくりに関する活動や、行政が実施する良好な景観づくりに関する施策や事業に積極的に参加、協力していくものとします。

2) 事業者・関係団体の役割

開発業者、設計者、施工業者、コンサルタント等を含むすべての事業者（関係団体）は、その事業活動にあたっては、地域の良好な景観づくりに努め、加えて率先して自ら景観づくりに参加、協力し、良好な景観形成に寄与するものとします。

3) 市町村の役割

景観行政を担う中心的主体は、地域と密接な関わりを持つ市町村にあるといえます。市町村は、このことを十分認識し、地域の景観の特性や現状、課題などについて地域住民等と共通の認識を醸成しながら、地域の特色に応じたきめ細やかな景観形成推進のために、積極的に景観行政団体となり、協働による景観まちづくりを主体的に実践、推進していくものとします。

4) 県の役割

県は、広域的な行政主体として、景観形成の重要な担い手である県民の意識、関心を高め、全県的な景観形成のためのボトムアップを図りながら、県土全体の景観形成の方向性を提示し誘導するものとします。

また、景観形成の中心的主体である市町村の景観施策を積極的に支援するとともに、国とも連携を図りながら、高度で専門的な支援、助言を行うものとします。この場合、市町村によって体制や人材、財政面において様々な課題を抱えており、一律に対応するのではなく、市町村の実状に応じた支援を行うものとします。併せて、県民への景観施策の普及啓発や多様な主体との意見交換や情報提供の場を設置するなど本県全体の景観施策の総合的な展開を図るものとします。

2. 風景づくりの施策の展開

“美ら島沖縄”風景づくりを推進するため、県では、「市町村の主体的な取り組みの支援」、「総合的な制度活用」、「総合的な景観施策の展開（官民協働に向けた取り組み）について次のとおり取り組みを行います。

市町村の主体的な取り組みの支援

⇒ P.16

良好な景観形成は地域に密接した課題であることから市町村の景観施策の主体的な取り組みを支援していくとともに県土全体の風景づくりを推進する上で、広域景観形成の観点から取り組みを進めます。

そのため、景観形成に対する熱意のある市町村や比較的体制が整っている市町村、また、特色ある景観や重要な景観資源が位置する市町村を対象に、景観形成の実践に向けた重点的な支援を図り、波及効果を考慮しつつ、全県的な取り組みに広げていくための先行事例の蓄積に努め、市町村の景観行政団体の移行を促進します。

また、景観行政連絡会議を開催し、相互に情報の交換並びに共有、啓発等を図りながら、市町村間の連携を強化し、広域的な景観施策の展開に繋げていくものとします。

総合的な制度活用

⇒ P.17

本県の景観の特性は地域景観資源の多様性にあり、県内の各地域には、それぞれ特有の自然、歴史、風土があることから、地域らしさをいかした風景づくりを進めるためには、景観法に基づく制度や手法の活用のみならず、都市計画法、建築基準法、緑地関係、文化財、自然、農地その他関係法令に基づく規制誘導方策、また、公共事業等における良好な景観形成の取り組みを総合的に推進する必要があります。

そのため、景観施策の取り組みを進めるに当たっては、府内の連絡・調整会議を充実し、関係部局相互の連携強化を図り、県の景観施策を推進するとともに、市町村の景観計画策定を側面から支援していくものとします。

総合的な景観施策の展開（官民協働に向けた取り組み）

⇒ P.20

全県的な景観形成のボトムアップを図るために、県民一人ひとりが良好な景観形成に自主的に取り組むよう、景観シンポジウムを開催するなど機運の醸成を継続的に図っていくものとします。

また、景観法に基づく景観整備機構の指定や景観協議会を設置し、景観施策の立案や実践に関する全県的な推進体制の構築を目指します。

併せて、景観施策の実効性を確保するため、専門家等による良好な景観形成に関するチェック体制についても早期に確立します。

さらに、国や市町村とも連携・協力しながら、各方面における景観形成（自然環境、歴史、文化、伝統、くらし、まちづくり等）を推進する役割を担う人材ネットワークの構築を図り、景観づくりに取り組んでいる地域住民や団体、事業者、景観行政の主体的取り組みを担う市町村に対して、専門家や有識者を派遣するなど、景観施策の推進に必要な支援を行っていきます。

市町村の主体的な取り組みの支援

市町村

景観施策の主体的な取り組み

- 職員のスキルアップ
- 景観に係る調査分析、問題点の把握
- 地域住民の啓発活動
- 住民勉強会、ワークショップ等

景観行政団体へ

- 景観計画及び景観条例策定に向けた検討
- 住民勉強会、ワークショップ等
- 公聴会の開催等

景観計画策定・条例制定

- 景観計画策定後のフォローアップ
- 景観地区指定等の検討
- 景観重要樹木、景観重要建造物等の検討
- 景觀整備機構指定の検討等

景観施策の展開・推進

- 景觀整備機構等との連携
- 景観地区の指定
- 地域住民による景観形成の推進等

沖縄県

市町村の取り組み状況や段階に応じた必要な支援

1

意見交換及び
情報提供の場の設置

2

専門家の派遣や人材育成のため
の景観専門研修会の開催等

3

市町村の景観施策に適した
連携及び支援

4

市町村景観計画への対応

5

広域的な課題に対する
協議・調整の場の設置

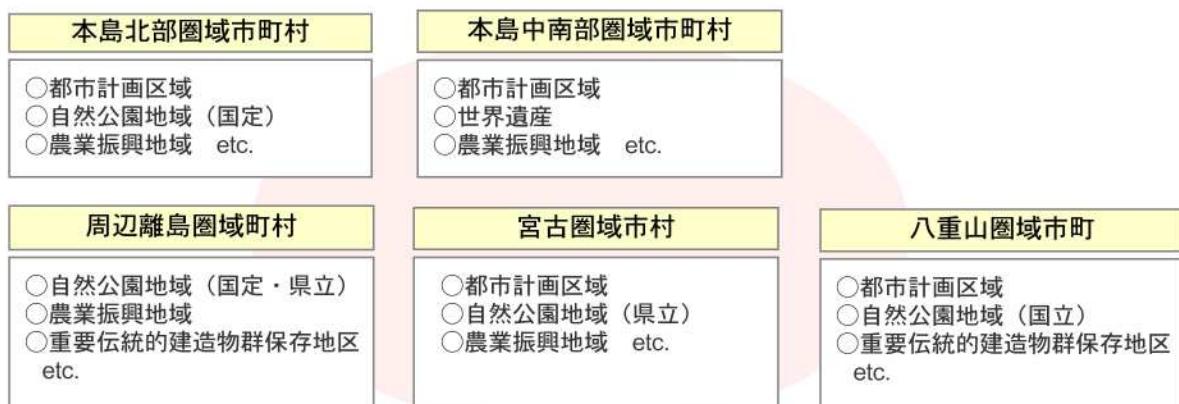
6

風景づくりに関する
各種の調査研究

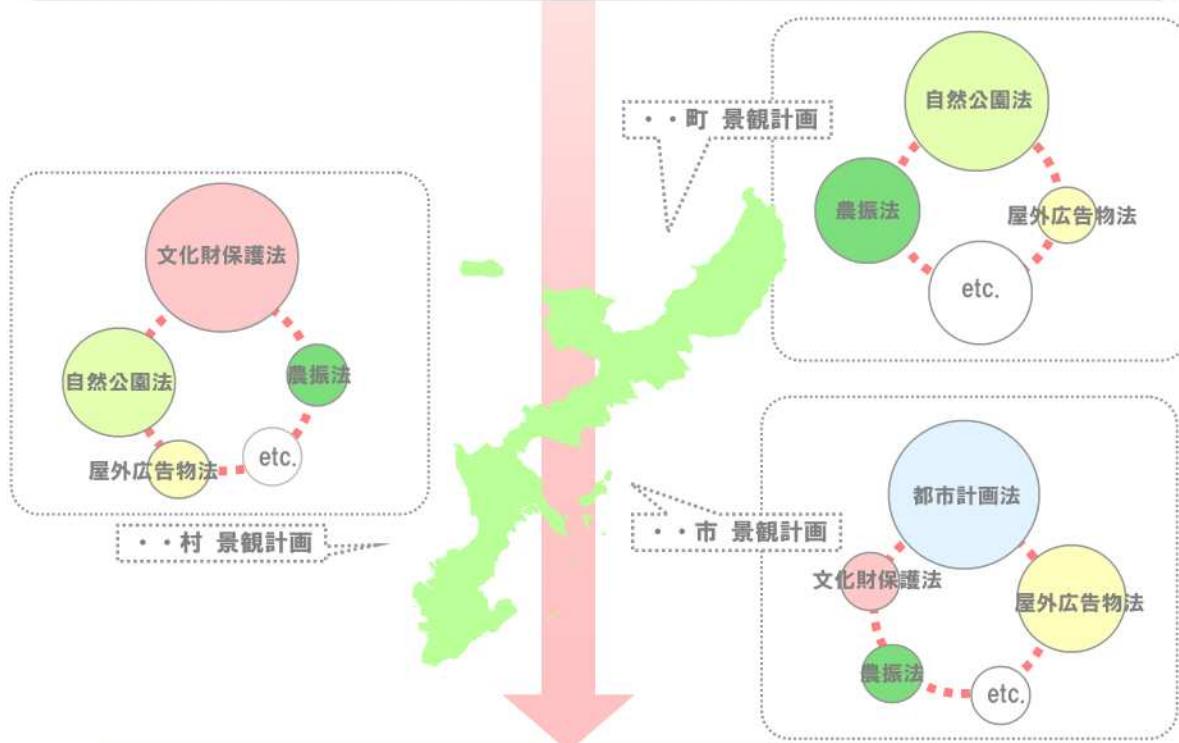
7

風景づくりに関する
各種助成制度の検討

総合的な制度活用



総合的な制度活用



地域らしさをいかした市町村景観計画の策定

市町村の景観施策に関する取り組み状況（平成 22 年 10 月現在）

圏域	市町村名	景観法関係			自然				歴史・伝統・文化				くらし					
		行政 景観 団体	景観 計画例	景 準 観 地 観 区 地 ・ 区	自然 (國 立) 公 園	自然 (國 定) 公 園	自然 (縣 立) 公 園	自 然 全 境 域	ラ ム サ ー ル 湿 地	世 界 遺 産	有 (國 指 定) 形 財	有 (縣 指 定) 形 財	史 跡 ・ 名 勝	伝 建 地 区	農 振 地 域	風 致 地 区	地区 計 画	建築 協 定
本島北部	国頭村																	
	大宜味村	(H23)	(H24)									1						
	東村																	
	今帰仁村	(H23)	(H24)									1	1	2				
	本部町	H22.9	(H22)								1			3				
	名護市	(H22)	(H24)					1			1	1	4			4	1	2
	恩納村	(H24)	(H25)										1					
	宜野座村	(H22)	(H22)															
	金武町																	
	伊江村											4						
本島中南部	伊平屋村	(H23)	(H23)				5						1					
	伊是名村	(H24)	(H25)			1					1	1	3					
	うるま市	H21.10	(H22)								2				1	2		
	沖縄市	(H22)	(H23)												1	1		
	読谷村	H21.1	H21.4								1			2				
	嘉手納町																	
	北谷町	(H22)	(H23)												3	2		
	北中城村	(H24)	(H25)								1					1		
	中城村	(H23)	(H24)									1	1			1		
	宜野湾市	(H24)	(H25)								1	1	1					
周辺離島	西原町	(H24)	(H25)												3			
	浦添市	H18.10	H20.3								1	2			4	6		
	那霸市	H20.1	(H22)								7	6	9		2	15	19	
	豊見城市														2	1		
	南風原町											1			1		2	
	与那原町														1			
	南城市	H21.4	(H23)								1	2	4		1	1		
	八重瀬町	(H23)	(H24)													3		
	糸満市	(H24)	(H25)										1			3		
	座間味村										1							
宮古	渡嘉敷村																	
	粟国村																	
	渡名喜村	H22.3	(H24)															
	久米島町	H22.4	(H24)								2	1	4					
	北大東村	(H22)	(H23)															
八重山	南大東村																	
	宮古島市	H20.9	(H22)								1		7					
	多良間村												2					
	石垣市	H18.1	H19.4	2							3	1	3			1	1	
竹富町	竹富町	(H23)	(H25)								1	1	6					
	与那国町	(H22)	(H23)								4			3				

21 20 65

43

備 考		
景観行政団体	数値：移行年月（無着色数値は移行予定年度）	景観法
景観計画・景観条例	数値：制定年月（無着色数値は策定予定年度）	景観法
景観地区・準景観地区	数値：地区数	景観法
自然公園（国立）	国立公園の指定区域	自然公園法
自然公園（国定）	国定公園の指定区域	自然公園法
自然公園（県立）	県立自然公園の指定区域	沖縄県立自然公園条例
自然環境保全地域	数値：地域数	自然環境保全法 ・沖縄県自然環境保全条例
ラムサール湿地	ラムサール条約による登録湿地の所在地	
世界遺産	世界遺産リストに登録された文化遺産の所在地 (琉球王国のグスク及び関連遺産群)	
有形文化財（国指定）	数値：指定重要文化財（建造物）数（平成21年度）	文化財保護法
有形文化財（県指定）	数値：指定文化財（建造物）数（平成21年度）	沖縄県文化財保護条例
史跡・名勝	数値：指定史跡・名勝数（平成21年度）	文化財保護法
伝建地区	重要伝統的建造物群保存地区	文化財保護法
農振地域	農業振興地域（農用地区域）	農業振興地域の整備に関する法律
風致地区	数値：地区数（灰色部分：都市計画区域外）	都市計画法
地区計画	数値：地区数（灰色部分：都市計画区域外）	都市計画法
建築協定	数値：締結協定数（平成20年度）	建築基準法

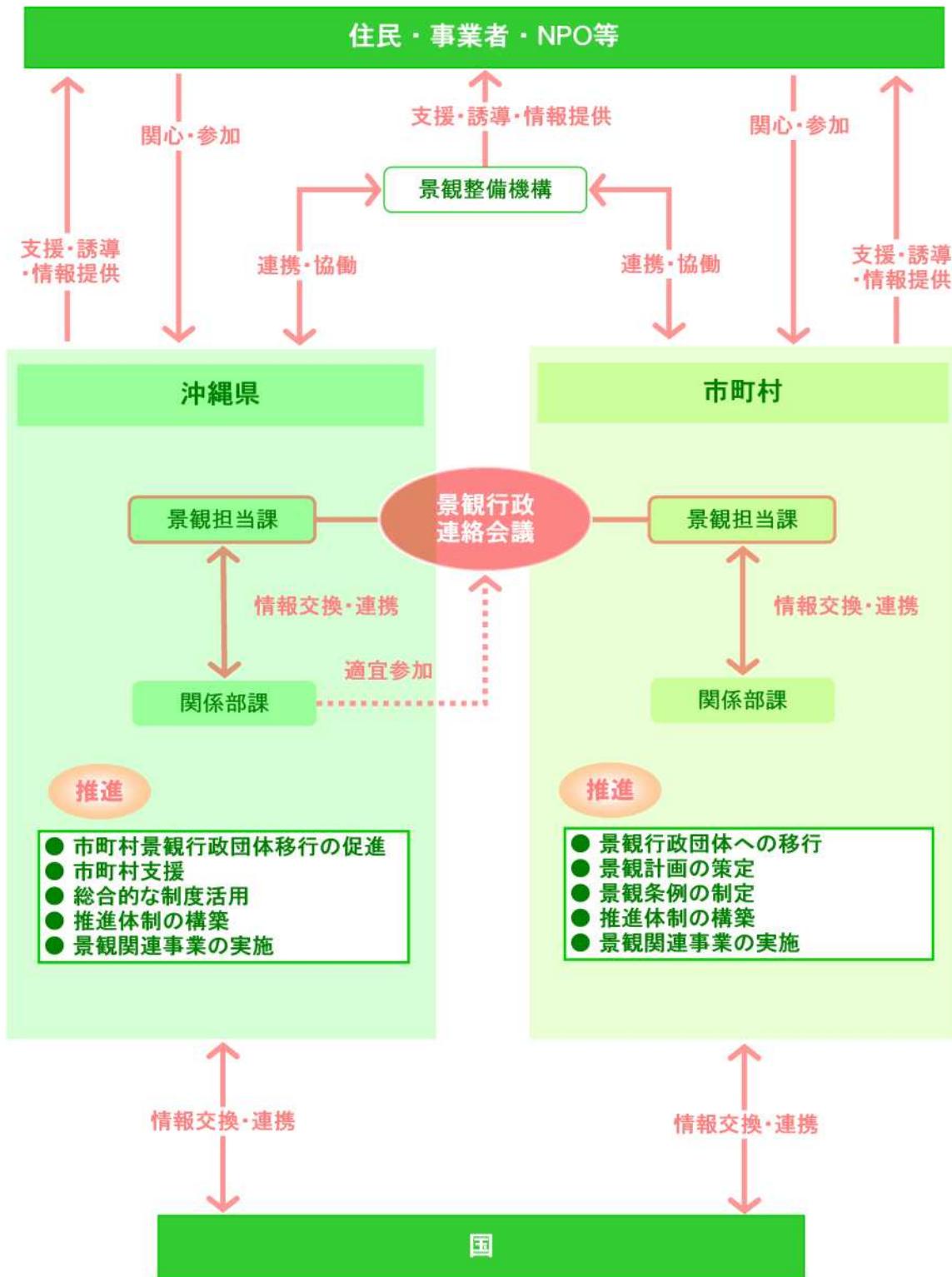
(特記以外：平成22年10月 都市計画・モノレール課調べ)

景観法対象地域のイメージ



出典／景観法の概要（国土交通省）

総合的な景観施策の展開（官民協働による取り組み）



3. 施策の計画的な推進（行動計画）

“美ら島沖縄”の風景づくりを推進するための具体的な景観施策に関して、計画的な推進を図ります。

（1）市町村景観計画策定の促進

沖縄らしい風景づくりを推進するため、平成23年度を一定の目途に多くの市町村が景観行政団体となり、将来的には全ての市町村が景観行政団体になって、地域らしさをいかした市町村独自の景観計画策定を促進します。

（2）施策の計画的な推進（行動計画）

	施策の計画的な推進（行動計画）	
	～平成23年を目途（沖縄振興計画期間内）	24年度以降
市町村の主体的な取り組みの支援	<ul style="list-style-type: none">・意見交換会・市町村連絡会議の開催・専門家の派遣・勉強会・講習会・研修会の開催・景観計画策定連絡・調整会議の開催 等	
総合的な制度活用	<ul style="list-style-type: none">・県庁関係部局の連絡・調整会議の開催 等	
総合的な景観施策の展開 (官民協働に向けての取り組み)	<ul style="list-style-type: none">・景観整備機構の指定・景観協議会の設置・市町村との連携による景観協定の活用・インターネット等による情報提供・景観シンポジウムや講演会の開催 (平成18年1回、平成19年度3回開催)・出前講座の実施・各主体との意見交換の実施・景観人材ネットワークの構築・実務者向けの手引書の作成・専門家の派遣や景観チェック体制の検討・伝統技術の継承や技術開発の検討・景観まちづくり生涯教育の検討・表彰制度の検討・「沖縄風景コンクール」の検討 等	景観施策の必要な見直しと実効性ある施策の継続的な推進

風景づくりの施策の推進は、長期的な視点にたった取り組みが必要です。そのため、本計画における施策の推進状況や市町村の取り組み状況または官民協働の取り組みの段階等に応じ、隨時、本計画を検証し、必要に応じた景観施策の見直しを行い、実効性ある施策を継続的に推進していきます。

参考資料 識者による沖縄の風景論



那覇の港に船が入ると、そこには美しい景色が展開される。海岸から山の頂上までゆるやかに登る斜面の全てが完璧なまでに田園化され、冬の作物が緑の濃淡の影を与え、一様に広がる段々畠の山々と所々に忘れられたかのように点在するこんもりとした大木の樹木が田園風景に命を与え、美しい森を形成している。

水平に延びる遠方の山々の頂には裸の幹の上に優しく枝を伸ばした琉球ならではの松の木が生い茂り、その松の枝葉から陽射しがこぼれている。これら全てがこの世の中で最も豊かな田園風景を創り上げているのだ。

ペリー提督遠征記の第2巻（1854年ジェイムズ・モロー評）より

緑したたる街並み、見晴らしのよい丘、こんもりと繁る木立、どれをあげても首里の都は世界一美しい。士官たちは首里に登るといつも無情の喜びにひたる。手入れの行き届いた泉で喉の渇きを癒し、雲つく大樹の陰でピクニック気分。その気になれば昼寝だって楽しめる。昼のうたた寝が終わると鬱蒼たる樹木に囲まれた泉で水浴びを楽しむ。ここが、アメリカならいったいどれだけの価値があるやら見当もつかぬ。あの伝統の国イギリスでさえ、こんな古色蒼然たる自然の庭園は持ち合わせていないのだ。

スパールディング航海記（1853年）より

首里は、丘の上にある。

戦前、首里の旧王城がいかに美しかったについては、私はまったく知らない。沖縄の文化財の権威である山里永吉氏については、私はその著作を通じてしか知らないが、その著『沖縄史の発掘』によると、氏が戦前、陶匠の黒田理平庵に奈良の町を案内されているくだりがある。そのとき、氏が、「やはり首里がよいな」というと、理平庵は、「首里は格別ですよ」といった、という。氏によれば、「もし首里の街が戦前のままそっくり残っていたら、沖縄は京都、奈良、日光と肩をならべる観光地になっていただろう」と言われる。



首里の石道（戦前）

糸満という、日本でもっとも個性的な漁港に来ながら、港や船よりも陸の家屋群に気をとられているようだった。例の赤レンガ色の瓦を太いシックイでとめた屋根が、小路をのぞくと、ずっとむこうまでならんでいる。その赤い琉球屋根が、沖縄本島のどの村や町のそれよりも、ここでは海の青さのせいか、ずっと美しく見える。

集落（竹富島）はじつに美しい。本土の中世の村落のように条理で区画され、村内の道路はサンゴ礁の砂でできているために、品のいい白味を帯びその白さの上に灰色斑ともいべきサンゴの石垣がつづき、そのぜんたいとして白と灰色の地の上に、酸化鉄のような色の琉球瓦の家々が夢のようにならんでいるのである。



竹富島集落内（竹富町）

沖縄・先島への道 街道をゆく 6 司馬遼太郎（1978年）より



首里士族屋敷の屋根門（戦前）

観光、観光、といっているくせに沖縄ではあまり観光資源が大切にされていない。観光客を誘致してさてなにをみせようというのだろう。なるほど沖縄は海の色も美しいし、空の雲も美しい。しかし、観光ということは、なによりもその国の固有の文化をみせること

に意義があるのであって、遊ぶことだけなら、世界のどこの国に行っても完備した遊園地がある。私は、よくいうことだが、もし首里の街が戦前のままそっくり残っていたら、沖縄は京都、奈良、日光と肩をならべる観光地になって交通機関が便利になった今時、おそらく日米の観光客が洪水のように流れ込んでいただろう。首里の街の美しさは、ちょっと他に類のない美しさであった。

沖縄史の発掘 山里永吉（1971年）より



波照間島集落内（竹富町）

特定な作者、だれが創った、はない。島全体が、歴史が結晶して、形づくったのだ。たとえば石垣は、周期的に襲ってくる台風に根こそぎもっていかれないため、どの家のまわりにも積み重ねられている。石積みの技術、ていさいなんて問題じゃない。石は不揃いだし、てっ�んはボコボコ。幸い珊瑚礁の石はギザギザで、

無造作に積まれていてもがっしりと安定している。身を守る手段として、美しさ、みえなど考えてもいらないのに、結果は美しいのだ。いや偶然ではない。生活の必然から、あたかも自然そのもののように出来上がってしまったからなのである。たまたま内地から民俗学者とか芸術家などが来て、これは大変美しいなんて感心する。沖縄でも文化人は、郷土の伝統美として保存したいなどと力んでいるが、島の人たちは、へえ、こんなものがね、というわけだ。

忘れられた日本 沖縄文化論 岡本太郎（1996年）より

写真提供・出典一覧

● 枠内の番号は、掲載写真右下の番号に対応しています。

財団法人 海洋博覧会記念公園管理財団

3), 4), 5),

財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー

1), 7), 8), 10), 11), 12), 13), 14)

那覇空港ビルディング株式会社

2)

沖縄コンベンションセンター

9)

那覇市歴史博物館

15), 16), 17)

沖縄県立図書館

6)

写真提供（その他）

那覇市、渡名喜村、伊平屋村、南城市、沖縄市、宜野湾市、本部町、八重瀬町、
読谷村、うるま市、粟国村、石垣市、竹富町、国頭村

田畠 正敏 氏（前 内閣府沖縄総合事務局開発建設部 公園・まちづくり調整官）

“美ら島沖縄”風景づくり計画（沖縄県景観形成基本計画）

概要版

平成 23 年 1 月

沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
TEL 098-866-2408 FAX 098-866-5938
E-mail aa065005@pref.okinawa.lg.jp